

政治資金監査に関する具体的な指針等について

1 政治資金監査マニュアルについて

- ・ 政治資金規正法では、国会議員関係政治団体の会計責任者は収支報告書を提出するときにはあらかじめ政治資金監査を受けなければならないとされ、この政治資金監査は、当委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき行うものと規定（同法第19条の13第1項及び第2項）。
- ・ 政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものであり、登録政治資金監査人は、この政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行う必要。

【現況及びこれまでの取組】

- ・ 平成20年10月に「政治資金監査に関する具体的な指針」（政治資金監査マニュアル）を策定。
- ・ 平成22年9月に政治資金監査マニュアルを改定。
＜主な改定内容＞
 - ・ 政治資金監査実施要領と一体化させ章立てを再構成するとともに、「政治資金監査に関するQ&A」のうち必要な事項と政治資金監査上の取扱いに関する委員会見解の追加。
 - ・ 記載不備のある領収書等の確認に請求書等の関係書類を利用可能としたほか、支出を受けた者の住所について別添の書類に記載との記載があった場合に別添の書類の住所で確認可能に。
- ・ 平成25年6月に政治資金監査マニュアルを改定。
＜主な改定内容＞
 - ・ 平成24年4月の政治資金規正法施行規則の一部改正による、金融機関への振込みにより支出をした場合の添付書類の簡素化を踏まえた記載の追加。
 - ・ 収支報告書に支出が計上されていない場合の記載例の追加。
 - ・ 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の理由や実施場所に係る記載例の明確化。
- ・ 平成28年3月に政治資金監査マニュアルを改定。
＜主な改定内容＞
 - ・ 平成27年10月の政治資金規正法施行規則の一部改正による、業務制限の対象の追加を踏まえた記載の追加。
 - ・ 記載例の注の追加、その他記載の趣旨の明確化を図るための表現の整理。

【今後の方向性】

- 一 フォローアップ研修や当委員会のホームページを通じて政治資金監査マニュアルの内容についての周知を図るとともに、政治資金監査制度の運用状況や、登録政治資金監査人等から寄せられる意見等を基に、政治資金監査がその基本的性格を十分に踏まえつつ円滑に実施され、政治資金の収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られるよう、必要な見直しを行っていくことが適当。

2 「政治資金監査に関するQ & A」、政治資金監査チェックリスト等について

- ・ 政治資金規正法において、当委員会は登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うことと規定（同法第19条の30第1項第5号）。

【現況及びこれまでの取組】

- ・ 登録政治資金監査人に対しては、政治資金監査を実施するのに必要な専門的知識の修得のための登録時研修を行っているが、実際に政治資金監査を実施していく中で、登録政治資金監査人等から様々な質疑等が寄せられたこと等を踏まえ、政治資金監査の質の向上を図り、その適正をより確かなものとしていくため、必要に応じ、政治資金監査マニュアルの改定、政治資金監査マニュアルを補完する当委員会の見解の表明、「政治資金監査に関するQ & A」の公表・充実等を行い、登録政治資金監査人等に対する指導・助言に努めてきたところ。

<当委員会の見解一覧>

- ・ 「収支報告書等の記載方法等に関する見解」（平成20年度第8回委員会）
 - ※ 交通事業者系電子マネー及びETCカードを使用した場合の簡易な記載方法
- ・ 「会計帳簿の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」（平成21年度第1回委員会）
 - ※ 支出先住所について記載不備としない事例（住所の特定が困難な場合又は主たる事務所の所在地の特定が困難な場合）
- ・ 「収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）」（平成21年度第1回委員会）
 - ※ クレジットカードを使用した場合の簡易な記載方法
- ・ 「支出項目の区分の分類について」（平成21年度第2回委員会）
 - ※ 支出項目の区分の分類の基本的考え方及び標準的な分類例
- ・ 「領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」（平成21年度第3回委員会）
 - ※ 領収書等の発行者情報を含む記載事項による会計帳簿の記載事項との整合性の確認

- ・ 「政治資金監査報告書の記載について」（平成21年度第3回委員会、平成22年度第5回委員会）
 - ※ 政治資金監査報告書の記載に当たっての留意事項
- ・ 「政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について」（平成22年度第5回委員会）
 - ※ 収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による訂正後の収支報告書の確認方法
- ・ 「政治資金監査報告書の訂正について」（平成22年第5回委員会）
 - ※ 政治資金監査報告書に記載誤り等があった場合の訂正方法

<政治資金監査に関するQ&Aの主な追加・改定等>

- ・ 収支報告書の提出後、収支報告書自体には変更がないものの支出の内容を証する書面に変更が生じた場合における、政治資金監査報告書の内容変更の取扱いの追加（平成22年度第6回委員会）。
 - ・ 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合における政治資金監査報告書の記載方法に係る追加・改定（平成23年度第6回委員会）。
 - ・ 平成24年4月の政治資金規正法施行規則の一部改正による、金融機関への振込みにより支出をした場合の添付書類の簡素化を踏まえた追加・改定（平成23年度第7回委員会）。
 - ・ 第2期取りまとめにおける業務制限の範囲に関する記述を踏まえた追加・改定（平成25年度第6回委員会）。
 - ・ 政治資金監査チェックリストの活用等に係る記載の政治資金監査マニュアルへの追加を踏まえた追加（平成25年度第6回委員会）。
 - ・ 支出の目的が記載されていない場合の払込金受領証に関する整理を踏まえた改定（平成27年度第2回委員会）。
 - ・ 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組の開始を踏まえた追加（平成27年度第2回委員会）。
 - ・ 登録政治資金監査人の守秘義務に係る整理を踏まえた追加（平成27年度第3回委員会）
- ・ また、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストが有効に活用されるよう、フォローアップ研修等において普及に努めてきたところ。

【今後の方向性】

- 一 政治資金監査の適正をより確かなものとしていくため、以下の取組等については、これまでと同様に、今後とも推進することにより、引き続き登録政治資金監査人等に対する指導・助言に努めていくことが適當。

- ・ 必要に応じ、政治資金監査マニュアルの改定、政治資金監査マニュアルを補完する当委員会の見解の表明、「政治資金監査に関するQ&A」の充実、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの有効活用の促進等。